

綾瀬市次世代育成支援及び女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市次世代育成支援及び女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画策定・実施委員会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく職員に対する次世代育成支援特定事業主行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく職員に対する女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び実施するために、綾瀬市次世代育成支援及び女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画策定・実施委員会（以下「策定・実施委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定・実施委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の実施に関すること。
- (3) その他行動計画の策定・実施に関し必要な事項

(組織)

第4条 策定・実施委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第5条 策定・実施委員会の委員の任期は、行動計画の実施期間終了をもって満了とする。

(報告)

第6条 策定・実施委員会は、行動計画に基づく実施状況を毎年市長に報告する。

(委員長及び副委員長)

第7条 策定・実施委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には、職員課長をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定・実施委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 策定・実施委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

(庶務)

第9条 策定・実施委員会の庶務は、人事担当主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定・実施委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

委 員
職員課長
管財契約課長
市民活動推進課長
市民課長
こども家庭センター長
消防総務課長
教育総務課長